

転出者（有権者）のみなさまへ

平成30年9月30日（日）は沖縄県知事選挙の投票日です。金武町の選挙人名簿に登録されている方で、沖縄県内の他の市町村へ転出された方は、下記の方法で投票することができます。ご確認ください、ぜひ投票してください。

投票日当日

- 金武町内の指定された投票所（入場券記載）での投票

告示日の翌日から投票日の前日までの投票

- 期日前投票：金武町の期日前投票所
- 不在者投票：現在地（最寄り）の市町村の選挙管理委員会
※不在者投票を行う場合は、金武町選挙管理委員会から投票用紙等の交付を受けなければなりませんので、早めにご請求ください。また、郵送でのみの請求になりますので、日にちには十分余裕を持って請求することをおすすめします。

注意事項

- 投票日当日及び期日前投票をする際、また、不在者投票に係る投票用紙等の請求をする際には、「引き続き住所を有する証明書（居住証明書）」または住民票抄本を提示するほか、**口頭により確認を申請する必要があります。**
- 居住証明書は、いずれの市町村でも申請することができます。
- 投票のできる時間、居住証明書の窓口対応時間等、詳しくは下記選挙管理委員会までお問い合わせください。

金武町選挙管理委員会
住所：金武町字金武1番地
電話：098-968-2111
担当：河岸、宜野座